

堺市告示第329号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の7第2項の規定に基づき、次の歳入等の収納に関する事務（以下「特定収納事務」という。）を地方税共同機構に行わせることとしたので、同条第3項の規定により告示する。

令和8年9月24日

堺市長 永 藤 英 機

1 開始日

令和8年9月24日

2 特定収納事務に係る歳入等

地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の2の20第2項において準用する同条第1項各号に掲げる歳入等以外の歳入等